

雌阿寒岳の噴火警戒レベルの判定基準の改定について

雌阿寒岳の噴火警戒レベルの判定基準を一部改定しました。

気象庁では、噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、新たな知見が得られた場合などに、噴火警戒レベルの判定基準を見直しています。

今般、雌阿寒岳（北海道）について、最新の科学的知見を反映する等、噴火警戒レベルの判定基準の一部を別紙のとおり改定し、本日（19日）から新たな判定基準を適用します。

【噴火警戒レベル判定基準】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）
で公表

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_kijunn/keikai/levelkijunn.html

問合せ先：気象防災部地震火山課 火山防災官 高田
電話 011-611-2421（内線 524）

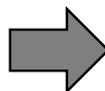
雌阿寒岳の噴火警戒レベル判定基準の主な変更点

近年の観測成果および研究成果をもとに火山活動活発化のデータを整理し、噴火警戒レベル3及び2の判定基準を改定しました。

○引上げの基準

現行

レベル	当該レベルへの引上げの基準
3	<p>【火口から約2km以内に影響を及ぼす噴火が発生】 次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ1,000m～2,000mの有色噴煙 ・火山性微動又は爆発地震が観測され、明瞭な空振を伴う場合
2	<p>【火口から約500m以内に影響を及ぼす噴火が発生】 次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有色噴煙（高さ1,000m未満） ・＜視界不良時＞火山性微動（オンネトー南東観測点で変位最大振幅0.5μm以上かつ継続時間3分以上） <p>【火口から約500m以内に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>（単独条件追加）</p> <p>次のうち2つ以上の条件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震の顕著な増加（任意の24時間に300回以上） ・火山性地震の増加（任意の24時間に100回以上）を1ヶ月程度の間繰り返す ・火山性地震の増加（任意の24時間に100回以上）かつポンマチネシリ火口の噴煙高の増加（30日平均で250m以上） ・火山性地震の増加（任意の24時間に100回以上）かつ火口温度の上昇等（100℃程度以上上昇） ・規模の大きな火山性地震（オンネトー南東観測点で変位最大振幅0.5μm以上）の増加（任意の24時間に60回以上） ・火山性微動（オンネトー南東観測点で変位最大振幅0.05μm以上）



改定後

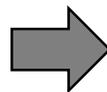
レベル	当該レベルへの引上げの基準
3	<p>【①火口から約2km以内に影響を及ぼす噴火が発生】 次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ1,000m～2,000mの有色噴煙 ・火山性微動又は爆発地震が観測され、明瞭な空振を伴う場合 ・＜視界不良時＞火山性地震・微動を伴う傾斜変動が急速な増大後、反転
2	<p>【①火口から約500m以内に影響を及ぼす噴火が発生】 次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ1,000m未満の有色噴煙 ・＜視界不良時＞火山性微動又は火山性地震が観測され、空振を伴う場合 <p>【②火口から約500m以内に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>A) 単独条件：次のいずれかの条件を満たす現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかの条件を満たす火山性微動 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 振幅のやや大きな火山性微動（オンネトー南東観測点で変位最大振幅0.5μm以上かつ継続時間3分以上） ➢ 傾斜変動を伴う継続時間の長い火山性微動（オンネトー南東観測点で変位最大振幅0.05μm以上かつ継続時間30分程度以上） ・火山性微動に伴う明瞭な傾斜変動（阿寒富士北2観測点で数分間に1μrad以上） <p>B) 複合条件：次のうち2つ以上の条件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震の顕著な増加（任意の24時間に300回以上） ・火山性地震の増加（任意の24時間に100回以上）に加え、次のいずれかの条件を満たす <ul style="list-style-type: none"> ➢ 前1ヶ月の間にも火山性地震の増加（任意の24時間に100回以上） ➢ 噴煙活動の活発な状態（噴煙の高さの前30日平均が250m以上） ➢ 火口温度の上昇等（100℃程度以上上昇） ・規模の大きな火山性地震（オンネトー南東観測点で変位最大振幅0.5μm以上）の増加（任意の24時間に60回以上） ・火山性微動の活発化（オンネトー南東観測点で変位最大振幅0.05μm以上、前30日の継続時間の積算が3分以上） ・噴煙活動の急な活発化 <p>（）内の具体的な数値基準については、ポンマチネシリ火口付近からの噴火が想定される場合の設定値である。</p>

○引下げの基準

現行

当該レベルからの引下げの基準

- 2 噴火の発生がなく（又はなくなり）、地震活動が低調な状態が1ヶ月程度継続し、その間に火山性微動がなく噴煙高が一時的に高まってそれ以上高まりが認められない場合には、レベル1への引下げを判断する。ただし、その後さらに1ヶ月程度のうちに火山活動が再び上昇に転じたと判断した場合は、左記の条件に達していなくてもレベル2に戻る。



改定後

当該レベルからの引下げの基準

レベル2の引き上げ基準をいずれも満たさず、以下の状況が1ヶ月程度以上継続する際には、[参考項目]の状況も踏まえてレベル1への引き下げを判断する。

- ・地震活動が低調に推移
- ・火口浅部の膨張傾向、噴煙活動や地表面温度分布に活発化傾向が認められない

2

[参考項目]

- ・機動観測による火口近傍からの噴煙活動や地熱活動の状況
- ・山体やや深部の地殻変動の状況

なお、レベル1に引き下げたのち、1ヶ月程度のうちに火山活動が再び上昇に転じたと判断した場合は、引き上げ条件に達していなくてもレベル2に戻る。また、明らかに静穏な状態であれば期間を短縮してレベル1に引き下げる。

この他、各基準の記載の体裁なども見直しました。